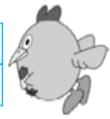


お知らせ

NEWS CORNER



ガイドヘルパー基礎養成研修

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

市内在住の身体障がいのある方(視覚障がい1・2級、下肢・体幹1・2級で車椅子利用の方)が市役所や病院、サークル活動などに行く際に付き添い、案内等の支援をするガイドヘルパーを募集しています。ガイドヘルパーとして登録を希望の方は、「ガイドヘルパー基礎養成研修」の申込みをお願いします。本研修受講に加えて、同行援護従業者養成研修を修了いただいた際の登録・活動となります。

日程	時間	場所	内容
7/23 木	10:00 ~ 15:00	中央市民会館1階 こぼと館 日常生活訓練室	・ガイドヘルパー派遣事業概要説明 ・白杖の基礎知識 ・基本姿勢、誘導の方法



- 対** 市内在住で、障がい者福祉に理解と熱意を有し、3km程度の歩行が可能な方
- 定** 15人
- 費** 無料
- 申** 7月19日(金)までに電話または直接生活支援課へ
- 持** 筆記用具、お弁当(実技で使用できるご飯とおかずが分かれているもの)、動きやすい服装
- 活動時間** 原則として午前9時~午後4時(土日祝日の活動あり)
- 報 酬** 1時間900円

愛の詩基金 令和6年4・5月分 ありがとうございます

累計1,810,262,235円

現在、20億円を目標に、積み立てを進めています

(令和6年5月31日現在) 順不同・敬称略

恩三ピンコロクラブ (グラウンドゴルフの会)	7,043円
植竹安維(4月分)	10,000円
桜提友の会	10,000円
草加市カラオケ連合会	30,000円
匿名(1件)	3,999円
植竹安維(5月分)	10,000円
荻島地区センター募金箱	3,796円
合 計	74,838円

物品寄付

高压洗浄機	戸部 繁樹
-------	-------

義援金のご報告

(令和6年5月31日現在)

お預かりした義援金は、埼玉県及び中央共同募金会から災害義援金配分委員会へ送金され、取りまとめ後、各市町村を通じて被災者へ配分されます。ご協力ありがとうございました。

令和6年能登半島地震災害義援金
川柳地区自治会連合会
会長 林田俊介 50,000円 (敬称略)

引き続き、皆様のご協力をお願い致します。

物品寄付報告

ボランティアセンターでは、寄付のご連絡をいただいた際に、物品を必要としている施設等に情報提供させていただき、受け取りの調整をしております。*ボランティアセンターへのお持ち込みや個人での受け取り希望はできかねますのでご了承ください。

内 容	寄付者	受け入れ先
タオル	匿名	特別養護老人ホーム えくぼ
シルバーカー	匿名	特別養護老人ホーム 越谷れんげの杜
児童書	秋山 茂	特定非営利活動法人 青藍会 いっぱいば中央

* (令和6年5月31日現在) 敬称略

事業 令和6年度 紙おむつ等配付事業

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

市民の皆様から寄せられた善意の寄付金「愛の詩基金」を活用し、ご自宅に紙おむつ等を配付します。

対象世帯
越谷市に在住する、在宅で常時紙おむつ等を使用し、世帯全員の市・県民税が非課税の方で、下表ア~エのいずれかに該当する方

対象外世帯
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・有料老人ホーム・認知症対応型共同生活介護・サービス付き高齢者向け住宅・グループホーム等をご利用の方は、対象外となります。
ただし、短期入所生活介護(ショートステイ)等の利用者が1か月のうち2分の1以上の日数を在宅において家族等の介護のもとで生活されている方は対象となります。

申請受付期間
8月1日(木)~8月30日(金)の期間に申請手続きをされた方は、年2回(10月・2月)配付
9月2日(月)~1月20日(月)の期間に申請手続きをされた方は、年1回(2月)配付
申請に必要な書類を郵送または生活支援課窓口まで提出してください。
*郵送の場合、締切日消印有効*昨年度申請した方も改めて申請が必要です。

申請に必要な書類
①紙おむつ配付申請書 ②有効期限内の介護保険被保険者証(コピー) ③介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)認定証(コピー) ④該当する障害者手帳(コピー) ⑤住民票の写し(世帯全員、発行日から3か月以内のもの) ⑥令和6年度市・県民税非課税証明書(世帯全員)の写し
【紙おむつ配付申請書の入手方法】 7月22日(月)から当協議会ホームページよりダウンロードしていただくか、生活支援課窓口(中央市民会館2階)で受取りが可能です。

配付限度額
1回の配付につき5,000円。配付限度額を超えて注文した場合は、超えた額は自己負担となります。
配送時に現金でお支払いをお願いします。

申請対象世帯	申請に必要な書類
ア. 介護保険(要介護1~5)の認定を受けている方	①・②・③ *生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー(③は不要)
イ. 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方	①・④・⑤・⑥ *生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー(⑤と⑥は不要)
ウ. 療育手帳(AまたはAの交付を受けている方	①・⑤・⑥ *生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー(⑤と⑥は不要)
エ. 2歳未満の子どもを養育している方 *申請時に2歳未満であれば申請可	①・⑤・⑥ *生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー(⑤と⑥は不要)

貸出し 福祉車両の貸出し

車いすに乗ったまま乗降可能な福祉車両(軽自動車ワゴン)を貸し出します。
対 市内在住の歩行困難で車いすを利用されている方
費 無料 (ガソリン代等の実費は利用者負担)
申 電話、または窓口で予約受け付け後、申請書を提出。(予約受け付けは、利用希望日の1か月前から)
*申請時に運転する方の免許証を持参ください。



福祉車両

申込み・問合せ先 生活支援課 ☎(966)2251



当協議会は、埼玉県が認定する「多様な働き方実践企業」の最高ランクであるプラチナ認定企業です。職場における女性活躍を推進し、男女がともにいきいきと働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

福祉のまちづくりをすすめる仲間を募集します!

問合せ 企画管理課 ☎(966)3411

- 応募方法**
次の①、②を当協議会企画管理課へ持参(平日8:30~17:15)してください。
①当協議会指定の履歴書(履歴書は、当協議会窓口(企画管理課)で配付または当協議会ホームページから印刷する。)
②該当する職種の受験資格に記載されている資格証書の写し
- 応募期間** 令和6年8月5日(月)まで
- 試験**
書類選考合格者のみ作文試験、面接試験(試験日令和6年8月20日)
- 雇用期間**
雇用期間の定めなし。定年退職日は、満65歳に達した年度の3月31日とする。規定により副業は不可

No	職種	受験資格	職務の概要	勤務場所	勤務時間	賃金(7月1日現在)	採用日
1	常勤ヘルパー(サービス提供責任者候補者)	昭和39年4月2日以降に生まれ、介護福祉士の資格または介護職員実務者研修以上を修了した方で、普通自動車運転免許証を有するとともにスマートフォンをお持ちの方	高齢者や障がい者の訪問介護(サービス提供責任者業務)	介護保険事業課(宮本町1-151 エスベランサ101)	交代制(1日8時間、週40時間、勤務割表による)	月給240,500円~(特殊勤務手当、通勤手当込み)その他各種手当、賞与等あり *職員労働組合に加入することになります。	10月1日(応相談)

職員(介護サービス部門)を募集します!

問合せ 介護保険事業課 ☎(973)7343

No	職種	受験資格	職務の概要	勤務場所	勤務時間	賃金(7月1日現在)	採用日
1	非常勤ヘルパー(夜間)	70歳未満の方で、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員養成研修2級課程)以上を修了し、普通自動車運転免許証を有するとともにスマートフォンをお持ちの方	高齢者や障がい者の訪問介護	介護保険事業課(宮本町1-151 エスベランサ101)	20:00~24:00 週1日から(二人体制にて勤務)シフト制	日給7,200円(4時間)資格手当(介護福祉士)、勤続手当、その他各種手当あり *職員労働組合に加入することになります。	随時
2	直行ヘルパー	70歳未満の方で、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員養成研修2級課程)以上を修了し、スマートフォンをお持ちの方	高齢者や障がい者の自宅等での身体介護や家事援助、外出介助	介護保険事業課(宮本町1-151 エスベランサ101)	都合の良い時間で週2日程度から	時給1,470円~1,690円 移動手当、遠距離手当、資格手当(介護福祉士)、その他各種手当あり	
応募方法		随時募集、次の①と②を介護保険事業課(宮本町1-151 エスベランサ101)へ持参のこと。①任意の履歴書(自筆で記入のこと。)②該当する資格証書の写し					
試験		書類選考合格者のみ面接試験(試験日は後日連絡)					